

付帯設備使用料

	施設の名称	付帯設備名	単位	使用料	付記
(4) 入谷区民館	多目的ホール	音響映像装置 2	一式	700円	アンプ、天井スピーカー等、有線マイク、ワイヤレスマイク、音響再生装置、映像再生装置
		ピアノ	1台	500円	アップライト式（調律代は別途とする）
		通信カラオケ	一式	3,000円	
	共用	ビデオプロジェクター	1台	1,000円	

備考

- 1 使用料は、付帯設備 1 単位ごとの使用回数 1 回とし、午前・午後・夜間をそれぞれ 1 回とする。
- 2 娯楽室及び集会室で他の利用の妨げとなるおそれがある場合については、通信カラオケを使用することができない。
- 3 舞台音響装置・音響映像装置・舞台照明装置は、付記の内容を 1 単位として使用の有無は問わず貸出を行う。
- 4 付帯設備(付記含む)の利用の可否及び使用可能数については、施設により異なる。
- 5 上記表以外の付帯設備に係る使用料を徴収しない。